



2023年4月21日

各 位

会社名 株式会社 東京 衡 機
代表者名 代表取締役社長 小塚 英一郎
(コード番号 7719 東証スタンダード)
問合せ先 取締役管理担当 石見 紀生
(TEL. 042-851-6027)

改善計画の策定方針に関するお知らせ

当社は、2023年3月30日付「特設注意市場銘柄の指定および上場契約違約金の徴求に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、株式会社東京証券取引所より当社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められたことから、2023年3月30日付で特設注意市場銘柄に指定され、今後、内部管理体制等の審査が行われます。当社は、特設注意市場銘柄の指定解除に向けて、内部管理体制等の問題を抜本的に改善するために改善計画を策定することとし、当該計画の策定および改善計画書の提出に向けた方針を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 改善計画の策定方針

当社は、2023年3月3日付「第三者委員会の調査報告書の受領および当社の対応等に関するお知らせ」にて公表いたしました第三者委員会の調査報告書には、今回の会計不祥事に対する再発防止策の提言が記載されております。当社はその内容を踏まえて、同年3月8日付「第三者委員会の提言を受けた再発防止策の策定等に関するお知らせ」にて、第三者委員会から指摘を受けた問題点に対する改善策の提言に沿って再発防止策の概要を策定し、今後速やかに実行していく旨およびまだ具体的実施内容が詰められていない項目については本年5月末を目途に詳細を詰め改善状況とあわせて改めて公表する旨をお知らせいたしましたが、このたび特設注意市場銘柄に指定されたことから、上記の再発防止策（概要）の策定における各項目の実施内容に関する検討内容が十分であるかどうか再検討するとともに、ガバナンス・内部管理体制の整備と強化に向けて、再発防止策で検討がなされていない項目を含めて、以下のプロセスおよびスケジュールにて、外部のコンサルティング会社の支援も受けながら改善計画を策定し、本年5月25日開催予定の第117回定時株主総会にて選任される役員も含めた新経営体制の下においても確認・協議の上、改善計画書を提出する予定でございます。

	プロセス	実施スケジュール
1	第三者委員会の調査報告書および社内管理体制の問題点の確認・検討結果に基づく再発防止策(概要)の作成	2023年3月3日～2023年3月8日 (実施済)
2	再発防止策(概要)のうち具体的な実施内容が詰められていない項目の詳細その他実施すべき事項の検討・決定と改善策の実施・運用状況の開示	2023年3月8日～2023年5月下旬 (予定)
3	特設注意市場銘柄指定措置に対する改善計画の検討・ドラフトの策定	2023年3月30日～2023年5月中旬 (予定)
4	日本取引所自主規制法人へ改善計画書ドラフトを提出	2023年5月中旬(予定)
5	改善計画の適時開示	2023年6月下旬(予定)

2. これまでに実施した改善策等

改善策のうち「役員主導による会計面を含めたコンプライアンス意識の醸成」につきましては、本年4月14日の取締役会にて、指名・報酬委員会に関する内規を改定し、監査役の選任についても同委員会に諮問することとし、役員に求められる高い倫理観と遵法精神、上場会社としての社会的責任の理解、率先垂範して会社の信頼向上に努められる責任感など適格性に関する条件等を明記した役員候補者選定基準を制定し、当該基準に照らして本年の定時株主総会に付議する役員候補者の選定を行いました。

「新規事業の開始および取引先等の選別に係る基準の厳格化等」につきましては、グループ各社の状況を確認し、内部統制委員会で審議のうえグループ全体のガイドラインのドラフトを作成し、監査役会にも確認のうえ見直しを行っている状況であります。

「会計監査人からの指摘事項に対する取組みの強化」につきましては、会計監査人から指摘があった場合は、取締役会および監査役会において当該指摘事項の内容をすべて確認し、指摘に対して真摯に対応する旨、ならびに会計監査人からの指摘事項を確認・調査した結果、問題またはその可能性が認められた場合は取締役会にて担当責任者を決め改善または再調査を指示し、必要な改善策または調査をスケジュールに沿って実行し、継続的に改善状況をモニタリングできるように毎月の監査役会および定例取締役会に書面にて報告する旨を内規として定め、継続的に取り組むことを明確いたしました。今後、当該内規に基づいて運用してまいります。

「監査役会の監査機能強化」および「内部監査・内部統制機能の強化」につきましては、本年4月14日に、独立した常設の社長直轄の組織として「内部監査室」を設置し、メンバーについては、独立性を確保するために他の組織との兼務を禁止し、社長だけでなく、取締役会・監査役会にも直接報告を行うデュアル・レポーティングラインの仕組みを取り入れました。また、内部監査室は、監査役会・監査役および会計監査人と適宜連絡・調整を行い内部監査の実効性を高めていく体制といたしました。なお、内部統制・内部監査につきましては、人員補充および専門性の確保も課題となっていることから、引き続き専門性を有する人材の採用やコンサルティング会社へのサポートの委託等を検討しております。この点に関して、当社は、本年4月14日に外部のコンサルティング会社に特設注意市場銘柄指定解除に係るコンサルティング業務を委託いたしました。今後、そのコンサルティングも受けながら内部統制・内部監査の整備・強化を図ってまいります。

「内部通報制度の見直しとコンプライアンス研修の拡充」につきましては、本年3月22日に、グループの全役職員を対象に内部通報制度に関するアンケートを配付して3月中に回収し、その結果を取りまとめて内部統制委員会に報告し、内部通報制度をより利用されやすい仕組みにすべく検討を行っております。

その他、本件に係る経営責任につきましては、本年3月8日の取締役会にて常勤取締役の役員報酬の減額を決定するとともに、本年3月3日付の第三者委員会の調査報告書を踏まえた役員等の民事・刑事上の責任追及に向けた法的分析業務を法律事務所に委任いたしました。責任追及につきましては、今後、法的な分析結果を基に厳正に対処するとともに、当社の信頼を逸早く回復するために経営体制の刷新を進めてまいります。

3. 今後の見通し

上記のとおり改善計画・再発防止策の策定を進め、改善策を実行してまいります。なお、上記の内容およびスケジュールに変更・遅延が生じた場合には速やかに開示いたします。

以上